

品川区教育委員会会議記録

平成 24 年 第 11 回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成 24 年 6 月 26 日

開 会 午後 4 時 00 分

閉 会 午後 5 時 05 分

出席委員	委 員 長	市 川 信之助
	委員長職務代理者	鈴 木 敏夫
	委 員	安 尾 久子
	委 員	波 多 野 美佳
	教 育 長	若 月 秀夫
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田 村 信二
	庶 務 課 長	齋 藤 信彦
	学 務 課 長	和 氣 正典
	指 導 課 長	太 田 元
	品川図書館長	中 元 康子

議 事 運 営 お よ び 委 員 長、 教 育 長 報 告 事 項 等	・ 署名委員に安尾委員、波多野委員を指名。 ・ 日程第2 報告事項3「事務局職員の任免等について」、日程第2 報告事項5「都費教職員の休職に関する内申について」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。
---	---

件名	日程第1 第29号議案 (仮称)豊葉の杜小学校学区域の取扱いについて
担当課説明等	(学務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員B) ・ 直近で開校した一貫校は品川学園であるが、学区域は従来の品川小学校の学区域でよい。そして、今回の豊葉の杜小学校については、大間窪小学校と杜松小学校の学区域を統合し、豊葉の杜小学校の学区域とするという理解でよい。 ・ 豊葉の杜小学校の学区域を新たに指定するに当たって、例えば、今後予想される入学者の動向を見て、学区域に調整を加えてみる等、豊葉の杜学園に入学する際の抽選や近隣小規模校への配慮等を検討しているのか。 (委員E) ・ 資料の「品川区立小・中学校「丁目別」通学区域」における豊葉の杜小学校以外については、変更なしでよい。
事務局説明	(学務課長) ・ 品川学園の場合は、小学校の統合はなく、学校名の変更もなかったことにより、そのまま品川小学校が品川学園の母体校となった。今回の豊葉の杜小学校は、2校を統合するため学校の名称も変更になり、両校の学区域を統合し、改めて指定するということになる。 ・ 豊葉の杜小学校に限らず、学区域を指定する際、抽選や近隣小規模校の入学者等について毎回検討している。平成24年度の大間窪小学校と杜松小学校の入学者の合計は85名となっている。品川区において人口は増加しているが、この地域の人口変動はほぼなく、学区域を調整してしまうと反対に近隣小学校の入学者の増減に影響が出てしまう。よって、今回、新たに指定する学区域で安定的な状態が維持できると考えている。 ・ 資料のとおり変更はない。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 報告事項1 校舎改築事業の進捗状況について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員 E) - 御殿山小学校の改築について、仮設校舎を建てずに改築ができるのか。 (委員 C) - 御殿山小学校の改築について、隣接地にビルが建設されるとのことだが、何メートル程度のビルが建設されるのか。 (委員 E) - 御殿山小学校の改築について、隣接するビルによるビル風等の影響はあるのか。 (委員 B) - 資料より、品川学園の校庭の外構工事 期は5ヶ月で竣工することになっているが、校庭の材質は何になるか。一方、荏原第六中学校の校庭の外構工事は7ヶ月の工期がかかり材質は人工芝との説明があったが、広さはどの程度か。また、品川学園と荏原第六中学校で工期に2ヶ月も差が生じるのは校庭が人工芝であるためか。 - 豊葉の杜学園の改築工事について、現在、二葉すこやか園はどこにあるのか。 - 御殿山小学校の改築について、1階に職員室やすまいるスクールがあるが、部屋の広さについて現段階で教育委員会事務局より意見を述べているか。
事務局説明	(庶務課長) - 御殿山小学校の改築については、既存校舎とは異なる場所に校舎を建設するため、仮設校舎を建てずに改築できる。 - 御殿山小学校に隣接するビルについて、38階建て100メートル程度のビルが建設される予定である。 - 御殿山小学校に隣接するビルが建設されることに伴い風洞検査を行う予定だが、この高さのビルであると少なからずビル風の影響はあると考えられる。 - 品川学園の校庭の材質は土である。また、外構工事にはグラウンド整備の他、地下に電送線の配置やネット等の設置工事がある。荏原第六中学校の校庭の広さは1600㎡である。また、荏原第六中学校の場合、人工芝への工事は2ヶ月程度の工期でできるが、他に旧体育館の解体工事および旧体育館側に擁壁工事等があるため、品川学園と比較すると工期に2ヶ月の差が生じてしまう。 - 二葉すこやか園については、現在、既存の場所にあり、豊葉の杜学園の完成により移転することになる。 - 御殿山小学校の改築について、現段階で教育委員会事務局からは、職員室やすまいるスクールの部屋の広さについて意見を述べていない。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項2 天然記念物として指定された樹木の支援方法の見直しについて
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員 A) - 天然記念物の所有者が保存樹制度を利用した場合、天然記念物制度を利用できないという理解でよいのか。また、その場合、保存樹制度を利用したにもかかわらず、天然記念物の各種届出等の義務があるのは矛盾するのではないのか。 (委員 C) - 保存樹制度の適用を受けたいという所有者が多いとのことだが、3年に1回の剪定は15万円以上の負担がかかるということか。 (委員 E) 「保存樹選択の有無」に○×印があるが、○印は保存樹制度の適用を受けたいということか。また、×印は、こういった理由で保存樹制度の適用を受けないのか。 (委員 B) - 支援方法の見直しについては、いつから適用されるのか。
事務局説明	(庶務課長) - 天然記念物の所有者が保存樹制度を利用した場合、天然記念物制度を利用することはできない。しかし、天然記念物は、教育委員会の諮問に基づき文化財保護審議会で審議するものであり、仕組み自体に変更はない。今回の報告は支援方法の見直しということであり、所有者に対して支援制度の選択をしていただくものである。 1回の剪定に5万円以上負担することが多く、所有者にとって高額であり負担が大きい。そのため、天然記念物制度の「樹木の所有者に毎年度5万円の奨励金を支給する」よりも、保存樹制度の「3年に1回、区の負担で剪定する」を適用したい天然記念物所有者の要望が多い。 「保存樹選択の有無」の○印は、保存樹制度の適用を受けたい天然記念物所有者である。また、×印は、保存樹制度の適用を受けない所有者であり、昔からの剪定業者との付き合いや信頼関係のある剪定業者に依頼したいという理由から適用を受けないとのことである。保存樹制度を利用すると、全額区の負担であるが、区が委託した業者に剪定することになる。 - 支援方法の見直しについては、平成24年4月1日から開始されており、文化財保護審議会を経て、今回の委員会で報告させていただいた。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項3 事務局職員の任免等について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第2 報告事項4 平成25年度新入学者の取扱いについて
担当課説明等	(学務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項5 都費教職員の休職に関する内申について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。